

障がい者グループホーム開設の手引き（令和４年４月１日時点）

<目次>

1	障がい者グループホームの概要	
	（１）グループホームとは	・・・ 1
	（２）グループホームでの生活（例）	・・・ 2
2	指定基準等	
	（１）指定の単位	・・・ 3
	（２）人員基準	
	（３）設備・運営基準	
	（４）建築基準法及び消防法令の遵守等	・・・ 4
3	運営費	
	（１）サービス報酬	
	（２）利用者負担額	・・・ 5
4	開設までの流れ	・・・ 6
5	指定申請先及び各問い合わせ先一覧	

1 障がい者グループホームの概要

(1) グループホームとは

グループホームとは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等が、世話人等の支援を受けながら、地域のアパートやマンション等において、複数人で共同生活する居住の場であり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第5条で定められた障害福祉サービスです。法律上の名称は「共同生活援助」です。

グループホームは、障がい者が地域社会とのつながりの中で、主体的に生活できるよう、日中活動やホームヘルプ等のサービスの利用も含め、地域生活を支援するものであり、以下の3つに分類されます。

●介護サービス包括型グループホーム

グループホーム開設事業者が自ら介護サービスを提供します。事業者は利用者の数に応じて世話人を、利用者の状態（障害支援区分）に応じて、介護スタッフ（生活支援員）を配置します。主に日中は通所サービス等を利用します。

●日中サービス支援型グループホーム

日中もグループホームで過ごす方を主な対象として、昼夜を通じた常時の支援体制を確保した上で、グループホーム開設事業者自らが介護サービスを提供します。

●外部サービス利用型グループホーム

外部の居宅介護事業者に介護サービスを委託し、グループホーム開設事業者はサービスの手配を行います。グループホーム開設事業者が介護スタッフ（生活支援員）を配置する必要はありません。

※日中サービス支援型グループホームの指定申請にあたっては、地方公共団体が設置する協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を指定権者に提出することが必要です。また、当該協議会に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。

(2) グループホームでの生活（例）

	利用者	世話人・生活支援員の業務（例）
朝	起床、朝食、身支度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身状態の確認 ・食事の提供 ・健康（服薬）管理 ・利用者の送り出し など
昼	<グループホーム以外で過ごす場合> <ul style="list-style-type: none"> ・一般企業での就労 ・障害福祉サービス（日中活動系サービス）の利用など 	
	<グループホームで過ごす場合> <ul style="list-style-type: none"> ・昼食 ・外出や余暇活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の介護 ・食事の提供 ・健康（服薬）管理 ・外出や余暇活動の支援
夕方～夜	夕食、入浴、就寝	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身状態の確認 ・食事の提供 ・入浴や洗濯の支援 ・健康（服薬）管理 ・相談支援 など
休日	<グループホーム以外で過ごす場合> <ul style="list-style-type: none"> ・実家へ帰省 	
	<グループホームで過ごす場合> <ul style="list-style-type: none"> ・外出や余暇活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームで過ごす利用者への一連の支援

<グループホーム職員のその他の業務>

- ・個別支援計画の作成、モニタリング（サービス管理責任者の業務）
- ・日常生活の援助：掃除など家事等の介助、行政機関での手続、家族との調整
- ・金銭管理の援助：生活費等の管理の支援
- ・緊急対応：休日や夜間の支援、防災や急病への対応
- ・余暇活動の援助：季節行事やレクリエーション参加の提案や支援
- ・関係機関との連絡：関係機関との会議、住民や自治体との関係づくり
- ・事業の運営に関わること：事業所の会計事務及び人事労務管理

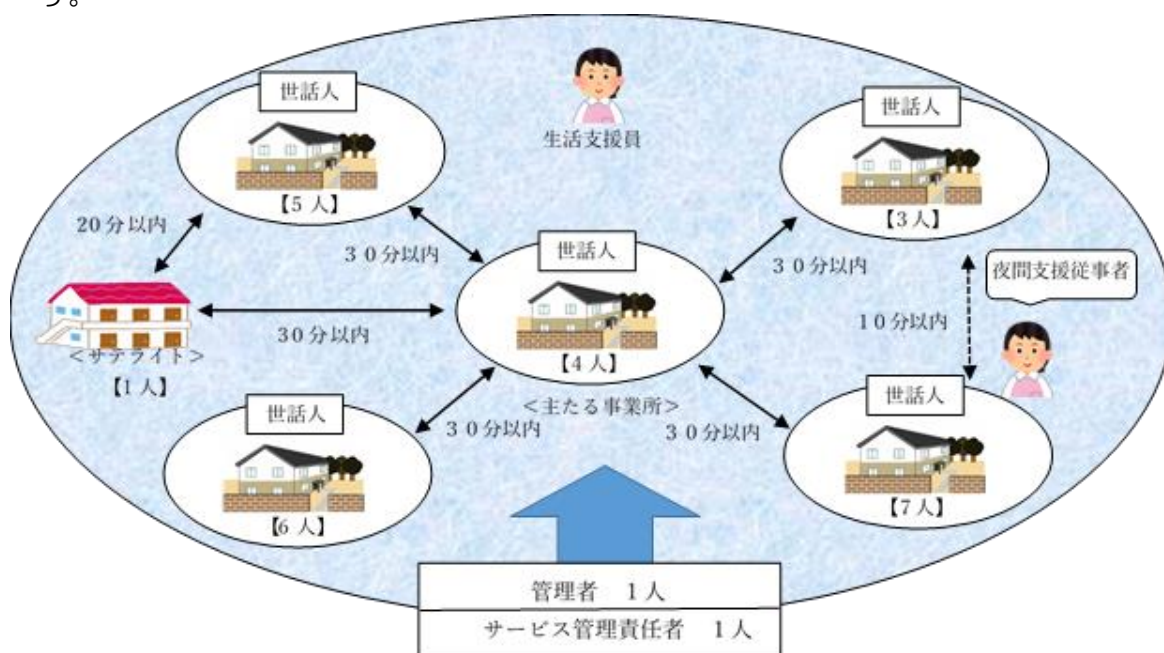
※ 上記の業務はあくまで一例です。実際には、利用者に応じて支援を行うため、事業所ごとに業務の内容は異なります。

2 指定基準等

(1) 指定の単位

個々の共同生活住居ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する1以上の共同生活住居を1事業所として指定します。(住居の定員は2人以上です。住居ごとに指定を受けることも可能です。)事業所全体で、共同生活住居の入居定員の合計が4人以上であることが必要です。

以下の図では、サテライト型住居を含む6つの住居を1事業所として指定しています。



※サテライト型住居とは、本体住居との密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される住居で、アパートの1室などを利用した、1人暮らしに近い形態の住居です。

(2) 人員基準

介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型のそれぞれで、管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人、夜間支援従事者などについて、配置基準があります。詳しくは福祉部福祉指導監査室ホームページに掲載している「障がい福祉サービス事業者等の指定・登録申請の手引き」を確認してください。

(3) 設備・運営基準

介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型のそれぞれで、立地条件、定員、居室面積、設備などについて基準があります。詳しくは福祉部福祉指導監査室ホームページに掲載している「障がい福祉サービス事業者等の指定・登録申請の手引き」を確認してください。

<その他運営基準>

- ・バックアップ施設の確保
- ・個別支援計画の策定
- ・定員の遵守
- ・利用者負担額等の受領
- ・運営規程の制定
- ・衛生管理
- ・管理者、サービス管理責任者の責務
- ・勤務体制の確保等
- ・苦情解決
- ・事故発生時の対応
- ・記録の整備
- ・非常災害対策
- ・身体拘束等の禁止
- ・業務継続計画の策定
- ・避難確保計画の策定（対象区域の場合） など

(4) 建築基準法及び消防法令の遵守等

ア 建築基準法令

グループホーム等を新築し、又は、既存の建築物の用途を変更してグループホーム等とする場合には、建築基準法令に適合しているかの確認をする必要があります。また、既存建築物の場合は確認申請及び検査済証が必要です。

グループホームは建築基準法上、施設の規模、配置等から判断し、用途の取扱いを決めることとなります（通常は「寄宿舍」、「共同住宅」あるいは「児童福祉施設」として取り扱われます）。

既存建築物を使用し、吹田市内で開設する場合には、用途の判断、確認申請及び検査済証の有無について、都市計画部開発審査室にご相談ください。

イ 消防法令

社会福祉施設等において、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることが義務付けられ、消防法に適合しているか確認を受ける必要があります。

適合状況については、施設によって設置基準が異なりますので、吹田市内で開設する場合には、消防本部総務予防室へご相談ください。

ウ 大阪府福祉のまちづくり条例

大阪府内の建物については、大阪府福祉のまちづくり条例に適合している必要があります。詳しくは都市計画部開発審査室にご確認ください。

3 運営費

(1) サービス報酬

<サービス費用の成り立ち>

グループホームの運営費は、市から事業者に対して支払われる報酬（自立支援給付費）と利用者負担金により賄われます。

事業者は、サービスを提供した日数・人数に応じ、国の報酬告示（※）で定められた額の報酬を受けることができます。1単位＝おおむね10円（地域区分による）で算定します。

基本報酬のほか、専門職員の配置や、夜間支援体制を確保している場合などに

算定できる各種加算があります。

なお、指定基準に定める基準を満たしていない場合（従業者の員数の欠如、個別支援計画未作成など）や、住居の規模が一定以上の場合には報酬が減算となるため、注意が必要です。

事業者は、上記のほか、家賃、食費、光熱水費、日常生活品などの実費相当額を利用者本人から徴収することができます。

<報酬の請求・支払>

報酬は、本来、市町村から利用者に支給されるものですが、実際には代理受領方式によりサービスを提供する事業者が市町村から利用者負担の金額（原則1割）を差し引いた額の支払いを受けます。

事業者が報酬を請求するためには、電子請求受付システムに登録していただく必要があります。登録方法等は、[大阪府国民健康保険団体連合会（国保連）](#)のホームページをご覧ください。

<報酬請求に当たっての留意事項>

万が一、報酬・加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず給付費の請求を行っていた場合は、不正請求となり、支払われた給付費を返還していただくことになりますので、十分注意してください。（悪質な場合は、指定の取消し等の行政処分の対象になります。）報酬告示・留意事項通知を必ず確認しましょう。

※ 報酬告示

【障がい福祉サービス事業、障がい者支援施設】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

(2) 利用者負担額

障害福祉サービスを利用すると、原則としてサービス費の1割が利用者負担となりますが、所得に応じて負担額の上限額が決められています。

世帯の収入状況	負担上限月額※
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
上記以外	37,200円

※ 負担上限月額は、グループホームとグループホーム以外の障害福祉サービスの利用に係る自己負担額を合算した金額です。グループホーム事業者は、実際の利用者負担額が、利用者ごとに設定された負担上限月額を超えないよう上限管理する必要があります（負担上限月額0円の方は管理する必要はありません。）。

4 開設までの流れ

(1) 事業の構想を練る

- どんなグループホームにしたいか。
- 法人格を取得しているか。

(2) 事業計画を立てる

- 入居定員を何名にするか。(4名以上 10名まで)
- 土地・建物は確保できるか。
- バックアップ施設は確保できるか。(連携施設、医療機関等)

(3) 物件をさがす

- 立地条件や設置基準は満たしているか。
- 建築基準法令、大阪府福祉のまちづくり条例、消防法令に適合しているか。
- 地域住民からの理解は得られるか。
- 家主の合意はとれているか。(賃貸の場合)

(4) 人材を確保する

- サービス管理責任者など必要な研修を修了した人材を確保できるか。
- 休日や夜間に勤務可能な人材を確保できるか。
- 人員基準上必要な職員を確保できるか。

(5) 事業開始の準備をする

- 事前協議を行ったか。(福祉部福祉指導監査室)
- 提出書類の準備ができたか。
- 生活用品・帳簿等の準備ができたか。
- 指定に係る手続を行う。
- 協議会等の評価を受けたか。(日中サービス支援型の場合のみ)

(6) 事業を開始する

- 入居者を募集し、決定する。

5 問い合わせ先

<グループホームの整備促進及び補助金に係る問合せ先>

吹田市福祉部障がい福祉室 計画グループ

(吹田市役所低層棟 1階 115番窓口)

TEL : 06-6384-1349 FAX : 06-6385-1031

MAIL : keikaku-shogai@city.suita.osaka.jp

<事業所指定に係る問合せ先>

吹田市福祉部福祉指導監査室 障がい事業者担当

(吹田市役所高層棟 7階 705番窓口)

TEL : 06-6105-8007 FAX : 06-6368-7348

MAIL : fsk-shougai@city.suita.osaka.jp

<建築物の用途の判断、建築確認済証及び建築検査済証の有無に係る問合せ先>

吹田市都市計画部開発審査室 建築審査担当

(吹田市役所低層棟2階 213番窓口)

TEL : 06-6384-1984 FAX : 06-6368-9901

MAIL : kenshido@city.suita.osaka.jp

<必要となる消防設備及び消防法への適合状況に係る問合せ先>

吹田市消防本部総務予防室 予防グループ消防設備担当

(吹田市消防本部・西消防署合同庁舎7階)

TEL : 06-6193-1116 FAX : 06-6193-0101

MAIL : sfd-yobo@city.suita.osaka.jp